

令和3年第6回農業委員会総会議事録

令和3年6月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年6月1日(火)

午後2時57分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第31号 農地法第3条許可について

議案第32号 農地法第4条許可について

議案第33号 農地法第5条許可について

議案第34号 非農地証明について

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について

議案第36号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第37号 農業委員会事務の実施状況について

[報 告]

報告第32号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第33号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第34号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第35号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第36号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第37号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

2番 岡 武 義	4番 久保田 章 生	5番 鬼 塚 健 太
6番 川 野 富 男	8番 川 崎 和 久	9番 松 田 実
11番 長 友 紘 子	13番 岡 原 明 美	15番 小 倉 俊 博
17番 片 上 英 行	19番 川 越 達 也	22番 外 蘭 香
23番 蛭 原 安 徳		

5. 欠席委員

1番 日 高 隆 志	7番 川 越 定 光	10番 川 越 忠 次
12番 川 越 正 彦	14番 持 原 義 信	16番 佐 藤 裕次郎
18番 高 間 秀 一	20番 前 田 峰 子	21番 中 村 和 寛
24番 松 田 真 郎		

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	新 川 竜太郎	農地調整係主事	吉 蘭 京 花
総務係主事	石 橋 里 彩		


7. 市長部局出席者

農政企画課


農地政策係主任主事 藏 田 雄 一

署名委員

議長

松田美 

委員

岡武義 

委員

蛭原安徳 

午後 2 時 57 分開会

○議長（松田） これより令和 3 年第 6 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、1 番日高隆志委員、7 番川越定光委員、10 番川越忠次委員、12 番川越正彦委員、14 番持原義信委員、16 番佐藤裕次郎委員、18 番高間秀一委員、20 番前田峰子委員、21 番中村和寛委員、24 番松田真郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、2 番岡武義委員、23 番蛭原安徳委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 31 号「農地法第 3 条許可について」は 10 件でございます。

議案第 32 号「農地法第 4 条許可について」は 1 件でございます。

議案第 33 号「農地法第 5 条許可について」は 18 件でございます。

議案第 34 号「非農地証明について」は 1 件でございます。

議案第 35 号「農用地利用集積計画の決定について」は 57 件でございます。

議案第 36 号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は 11 件でございます。

議案第 37 号「農業委員会事務の実施状況等について」は 1 件でございます。

以上、審議件数は 99 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、17 万 8,807 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、11 万 8,921 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 議案第 31 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（吉藺） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。1 ページの番号 93 が該当しますが、申請者が基盤強化法と 3 条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3 条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 92 を御覧ください。

本案件は受人の耕作面積が 4,776 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が 5,641 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2 ページから 3 ページの 98 番までを議題とします。

○事務局（吉藺） 番号 96 を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。受人は、幼少期より実家の農業の手伝いを行っており、就職後も実家で粟等の栽培を行っていました。これまでの経験を生かし自ら営農するよう計画し、今般農地法第 3 条申請に至ったものです。また、受人の経営面

積は0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,178平方メートルとなり、法第3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第32号農地法第4条許可について、4ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第33号農地法第5条許可について、5ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否か

について審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 97 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字芳士在住の個人、受人は宮崎市大字芳士に本拠を置く土木・設計業を営む法人です。申請地は、宮崎市大字塩路にあります市民の森病院から西に約 900 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に露天駐車場及び露天資材置場を造成したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロック塀を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

同様に「第 1 種農地」で「既存敷地の拡張」に該当している案件は、6 ページの番号 101 がございます。

最後に、番号 98 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字浮田在住の個人、受人は綾町在住の個人です。申請地は、宮崎市大字浮田にあります生目南中学校から西に約 600 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲に L 型擁壁を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 99、100、6 ページの番号 102 がございます。

なお、番号 99、100 については、始末書付の案件となっています。農地法の許可を得ずに、一般個人住宅の建築や盛土をしていたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 34 号非農地証明について、11 ページを議題とします。

○事務局(川越) 議案第 34 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1 件の案件について説明いたします。

申請番号 16 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、5 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 35 号農用地利用集積計画の決定について、12 ページから 35 ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（新川） 議案第 35 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、12 ページの番号 82 番から 15 ページの番号 87 番までの 6 件でございます。

利用権設定につきましては、16 ページの番号 364 番から 35 ページの番号 398 番までの 35 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 3 件、新規設定が 11 件、賃借権の再設定が 11 件、新規設定が 10 件となっております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、36 ページから 44 ページの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、長友紘子委員の退室を求めます。

(11 番長友紘子委員退室)

○事務局(新川) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、36 ページの番号 399 番から 44 ページの番号 414 番までの 16 件でございます。

なお、43 ページの番号 413 番、44 ページの 414 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた後に速やかに売り渡す「即売りタイプ」と呼ばれる農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

長友紘子委員の入室を求めます。

(11 番長友紘子委員入室)

○議長(松田) 議案第 36 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、45 ページから 67 ページまでを議題とします。

○事務局(川越) 議案第 36 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について御説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条により、市が定めた農業振興地域整備計画について、それを変更する場合は、法施行規則第 3 条の 2 第 2 項に定めるところにより、市長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、今回、議案として上程しております。

今回審議いただくのは、農用地区域からの除外が4件、農用地区域への編入が7件でございます。現地調査は5月20日、21日に地元農業委員の立会いのもと行い、農地転用許可基準における立地基準等を検討いたしましたが、いずれの案件もその基準を充足するものと判断されます。

各案件の詳細につきましては、担当課であります農政企画課より説明があります。
○農政企画課（蔵田） 議案第36号は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づく農業振興地域整備計画の変更要望について、農業委員会の御意見をお伺いするものです。

今回は、令和3年4月に変更要望のあった案件のうち、農振法上、農業委員会の意見聴取が必要となる農用地区域（青地）からの除外、また農用地区域（青地）への編入に係る案件のみ議案に含まれております。

なお、農振法上、軽微な変更として別枠で処理される牛舎や農業用倉庫等の農業用施設用地への用途区分変更に係る案件については、本議案に含まれておりませんので、御注意ください。

それでは、議案書の45ページを御覧ください。

こちらが変更要望のあった11件の一覧です。案件番号1から4が除外、5と6が編入の案件となり、なお、案件番号6については、場所が複数に分かれていたため、それぞれ枝番①から⑥に分けて記載しております。それぞれ個別に説明させていただきます。

それでは、案件番号1番から御説明いたします。

図面は46ページ、広域図は47ページを御覧ください。要望地は大字恒久、国道269号線沿いの大淀地域事務所の南側、薫る坂の東側付近に位置しております。変更内容としましては理美容室ということで、本件につきましては、現在、当該地の近くで経営中の理美容室を当該地に、青地に移転するように計画しているものです。

続きまして、案件番号2番です。

図面は48ページ、広域図は49ページを御覧ください。要望地は大字郡司分、県道337号城ヶ崎清武線沿い、まなび野、県立看護大学の北側付近に位置しております。変更内容はドライブイン・駐車場、都市計画法上ドライブインと記載しておりますが、

施設の内容としてはラーメン店であり、現在、当該地の少し西側にある既存のラーメン店を青地である当該地に移転するよう計画しているものです。

続きまして、案件番号3番です。

図面は50ページ、広域図は51ページを御覧ください。要望地は田野町乙、田野浄化センター近く、県道28号日南高岡線から少し西側に位置しております。変更内容は旅館用の駐車場ということで、本件については、当該地北側にある旅館の駐車場として整備を計画しているものです。内容としましては、現在、旅館から少し離れたところにある既存駐車場を撤去し、当該地に駐車場を集約する、移転するという計画になっております。

続きまして、案件番号4番です。

図面は52ページ、広域図は53ページを御覧ください。要望地は田野町乙西部の野崎集落にあります。なお、登記地目は山林ですが、現況地目が畑となる土地になっております。変更内容は太陽光発電施設用地ということで、本件については、今年の10月、またそれ以前にも何度か要望がありましたが、県営土地改良事業の対象地であったり国営大淀川土地改良事業の計画受益地となっている案件で、要望取下げとなっていた経緯があります。今回は国営土地改良事業の計画受益地からの除外の要望書も併せて提出しており、その手続により計画受益地からの除外がされるのであれば、農振法としても、農用地区域（青地）からの除外も検討するものとなっております。

続きまして、案件番号5番です。

5番以降にかけましては、農用地区域（青地）への編入案件になります。なお、これら編入箇所については、それぞれ全て土地改良事業の対象地となっていることから、農振法上、原則青地に含めなければならない、含めるべき土地、農振農用地ということになります。

案件番号5番については、図面54ページ、広域図55ページを御覧ください。要望地は清武町今泉甲、清武町と田野町の町境に位置しております。編入理由としては、当該地と併せて利用している西側の隣接農地が一体的に利用されており、その農地に田野・農林建設課の実施した土地改良事業で給水栓が設置されたことにより、当該地にも青地に編入する必要が生じたものです。

続きまして、案件番号6番です。

案件番号6番が複数に分かれており、枝番①から⑥に分けて記載しています。内容については、先ほどの案件番号5番と同様、全て土地改良事業の実施により給水栓が設置され、青地への編入が必要となったというものです。

まず、案件番号6-①について、図面は56ページ、57ページです。要望地は高岡町上倉永、的野交差点の南西部に位置しております。

また、編入案件につきましては、58ページと59ページが6-②、要望地は大字糸原、宮崎刑務所の南西部、案件番号6-③から⑤までは、図面は60ページから65ページなんですけれども、この3件の要望地は高岡町浦之名、高岡町の西端部の一里山地区にそれぞれ位置しております。

最後に、案件番号6-⑥、図面は66ページ、広域図は67ページに記載しております。要望地は高岡町内山で、高岡中学校の北西部、辰元病院の南側、飯田地区に位置しております。

こちらに関しては、青地への編入案件が5番と6番なのですが、土地改良事業が実施された土地であるため、青地に編入する必要が生じたものです。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見、御質疑等ございませんか。

○23番（蛭原委員） この編入案件というのは、農業委員になって初めての議案と思うのですが、これは年に一度議案として上程されるのでしょうか。途中でもあったのでしょうか。それが1つと、これは今回、全て土地改良事業での編入のようですけど、個人が編入を希望して案件として上がる場合もあり得るんですか。その2つです。

○農政企画課（藏田） 先ほどの質問のあった件についてお答えさせていただきます。

まず、編入案件につきましては、除外と併せて4月と10月に個別の受付を実施しております。青地に編入したいという要望があれば編入を受け付けるというもので、数としては確かに少ない案件であります。また、土地改良事業が実施されたことにより青地に編入するという案件以外では、補助事業を活用するために青地への編入を要望される案件があります。

○23 番（蛭原委員） 今回、農振見直しをされる予定になっていますよね。このときには、こういった案件も当然、個人の希望もあるだろうし、事業主体の計画もあるでしょうが、それらを待てない案件だということなんですよ。そのときまで、例えば当然これから先、計画を立てるときには、ここは入れようとか、そういうのも併せたときに、こういう場所は当然そのときには見直すんですよ。

○農政企画課（藏田） 青地に編入するというので、今回の案件番号5番と6番については、土地改良事業を実施してしまった土地ということで、速やかに青地に編入しないといけないという理由があったので、今回、個別要望で4月に出させてもらったものになります。以上です。

○22 番（外薮委員） 今、蛭原委員も質問されましたが、私自身もそこを聞いたかったのですが、この意見自体は、私も意見はありませんので、粛々と進めていただきたいと思います。

それで、先ほど言われた農振の見直しが定期的には行われておるといことは何回か経験しているのですが、先ほども言われた個別の案件を入れるということは当然できると思うのですが、これは5年置きですかね、定期的な見直しに対して、どのような形で意見を出していいのかというのが若干分かりにくいところがありました。当然個人の要望というのは何年かずっと蓄積したものがあって、ここもここもこうというような希望を持っているのは分かるのですが、そういうことを一々言うというのはちょっとあんまりな気もしたり。それと今まで過去何回か見直しがあったと思うんですけど、どこ辺がどうなっているというものはっきり分からないため、我々委員がどんな考え方で対峙していけばいいのか、地区の要望というのをどこまで、どんな形で上げていいのかというのが定期的見直しの際に毎回思うので、そこを教えてくださいなと思います。

○農政企画課（藏田） 全体見直しにつきましては、今年度から基礎調査というものを始めることになっていまして、基礎調査を農振法上おおむね5年置きにしなければならないのですが、宮崎市が前回調査したのが平成22年になっていまして、それ以降の基礎調査となります。その内容としては、青地にしないといけない場所を青地にするというものと、もう青地である必要がないところがあれば青地から除外して白地に

するというものがあり、宮崎市全体を見直すというような作業が今年度から来年度にかけてあります。その際、地区の農家さんへのアンケートや地区別の説明会をする予定としまして、この場所を除外してくれだとか、この場所を編入しないといけないというような意見があれば、その場所で意見をお伺いするようなこともあるかもしれません。まだ未定な部分が多いのですが、宮崎市の全体の農業振興地域の青地のことを今年度から来年度にかけて整備するという作業をするので、ちょっと大変かもしれませんが、御協力をよろしくお願いいたします。

○22番（外菌委員） それで、それこそちょうど今の局長がその当時担当であられたときに、高岡の改善センターという大きなホールに来られて全体説明会をやったのを覚えておりますが、結構個別の意見がいっぱい出て、そのとき、無事に答弁をしっかりとされて、こなされておった印象がありますが、大変だなという思いがあったんですけど、ちょうど今度農振の編入ということで、一里山地区というのは、既に見た感じが山のところに農振が入っているのがいっぱいあるんです。高岡はミカンの産地ということがあったものですから、昔の役所の職員が役場の2階で、あそこからあそこまで全部農振に入れるんだ、簡単な作業で入れたような話をよくされますけど、同じようなところがいっぱいあるものですから、そういうのを地区の方にアンケートといっても、自分の農地が農振に入っているかどうか分からない人がいっぱいおるものですから、ここは詳しい図面を頻繁に見ている人たちが意見を言っていないといけないということで、農業委員会に意見を求めるということだったと思うんですね。だから、タイムスケジュールも含めて、そこ辺でどんな形で進んでいって農振の見直しが行われるということは、もう少し詳しく説明をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 事務局から何かないですか。

○事務局（高吉） 先ほど外菌委員のほうから話のありました農振全体見直しのことについて、私、当時の担当でございましたので、ちょっとお話をさせていただきます。

10年前の農振見直しにつきましては、国の施策によりまして、農地の確保というの

が大前提でございました。確保すべき農用地面積というのが国・県のほうから示されて、それに向けた農振の見直しというものでございまして、地元の農振除外に対する要望というのがなかなか聞き入れられなかった見直しでございました。今回の見直しにつきましては、聞くところによりますと、10年置きの見直しということで、それほど国の施策方針というのが、前よりかちょっと緩くなっている、そういう話も聞いておりますので、農業委員の皆様には大変御苦労かとは思いますが、地元の意見とかそういうものを今回の全体見直しに対して十分に反映できるように、御努力のほうを事務局、また当局と一緒にお願いしたいと、そういうふうに考えております。

また、ちょうど委員がおっしゃいました、山が青地に入っているとか、何かそういう意見もございました。大淀川の右岸事業との関連性とか、そういうものもいろいろございます。その辺も精査しながらの見直しとなると思っておりますので、またアドバイスとか委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと、そういうふうに考えておりますので、また御協力をお願いします。

○事務局（川越） 事務局といたしましては、この議案につきましては、「周辺農地に影響のないようにすること」との意見を付してはどうかと考えますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

ただいま事務局から提案のありましたとおり、本案件に意見を付することで賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、事務局案のとおり意見を付することに決しました。

議案第37号農業委員会事務の実施状況等について、68ページを議題とします。

○事務局（鍋島） 議案第37号農業委員会事務の実施状況等について御説明いたします。

農業委員会事務の実施状況等については、農業委員会等に関する法律第37条の規

定により、農業委員会は事務の実施状況等を公表しなければならないと規定されていることから、今回、議案として上程するものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。別冊1を御覧ください。

1ページから8ページは、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、実績となっております。また、9ページから11ページは、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画となっております。

それでは、令和2年度の活動の実績から御説明いたします。

1ページを御覧ください。I「農業委員会の状況」では、管内の耕地面積や農家数、農業委員会の体制等を記載しております。

続きまして、2ページから4ページにかけては、「農地等の利用の最適化の推進」の3本柱であります「担い手への農地の利用集積・集約化」「新規参入の促進」「遊休農地の発生防止・解消」についての記載でございます。これらは、農業委員会制度の中で最も重要な必須事務に位置づけられております。それぞれの現状及び課題、目標及び実績等については、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお開きください。Vの「違反転用への適正な対応」についてでございます。課題や実績等については記載のとおりでございます。

次に、6ページから7ページをお開きください。VIの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてでございます。農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務などの実績を記載しております。

次に、8ページをお開きください。VII「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございます。こちらにつきましては、ホームページ上で4月23日から5月24日まで意見募集をしたところ、特段、要望・意見等はございませんでした。

また、同ページの下段、VIII「事務の実施状況の公表等」ですが、総会等の議事録、活動計画の点検・評価の公表につきましては、市ホームページにおいて公表しております。

以上が令和2年度の活動実績でございます。

続きまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

9ページのI「農業委員会の状況」から11ページのV「違反転用への適正な対応」

まで、項目は令和2年度の活動実績と同様であり、令和3年度活動計画等については記載のとおりでございます。

この中で、国の交付金に直接影響する2項目の目標設定について御説明いたします。

10ページをお開きください。10ページの上の段、Ⅱ「担い手への農地の利用集積・集約化」でございますが、令和3年度の新規集積目標面積を421.4ヘクタールと設定しております。これは、国から示された基準により、平成28年度から10年後の令和7年度までに、担い手への集積率を90%とすることを目標として算出された単年度の集積目標面積でございます。

次に、11ページのⅣ「遊休農地に関する措置」でございます。こちらは、令和3年度の遊休農地の解消面積を36.0ヘクタールに設定しております。これは、昨年策定しました本市の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」により、令和6年度末に管内の遊休農地を1%まで減らすことを目標として算出された単年度の解消目標面積でございます。

これらの目標面積または基準面積に対する達成度に応じて交付金の変動いたしますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、さらなる農地の集積・集約化と遊休農地の解消が求められることとなります。

説明は以上でございます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 一つだけお伺いしたいのですが、遊休農地と耕作放棄地というのは、用語の意味はどう違うのでしょうか。というのは、耕作放棄地であったところを耕して飼料作をしたら、その農地に補助金は出なかったというような話をどなたかが言われたような気がして、その用語の定義があつて、遊休農地を耕作したら補助金が出るのか、耕作放棄地だったら出ないのか、そこがあるのかなと思うものだから質問します。

○事務局（西領） 耕作放棄地につきましては、統計上の用語となっております、農林業センサスで取り扱われる分が耕作放棄地となっております。遊休農地については、農地法の法律上の用語となっております、農地法の中では遊休農地と言っております。あと荒廃農地もあるのですが、荒廃農地については、農業委員会のほうで調

査を行っている場合は、市町村で行う場合は荒廃農地という取扱いで、用語の意味はそれぞれあるところがございます。以上です。

○23番(蛭原委員) 私は今月あんまりあっせんとかそういった仕事がなかったので、何かしないといけないと思って、地区内のいわゆる遊休農地、耕作をされていないけれども草を払えばいつでも田んぼに戻るといふようなところをちょっと見て回ったのですが、ペナルティーがかかっている耕作放棄地となっているところは農地として認めないよというような何か札が立っているような状況に地図上で示されているようなところがあるのかな、ないのかなと思ったところです。そういうのがあって、地元なり農家の人などに、あなたの土地は耕作放棄地ですから農地としては認めませんよと、先ほど言ったように、復活してもちゃんとした届出か何かないと補助金は出ませんよというようなことがあり得るのかなと思ったのでお聞きします。

○事務局(西領) 転作の交付金の担当課は農業振興課になるのですが、3年間耕作がなかった分については、転作をしても出ないという取決めがあるようですので、そのように御理解いただきたいと思っております。以上です。

○23番(蛭原委員) というのは、保全管理として届出を3年以上して、要するに保全管理だけでも水を張ってトラクターで耕しもしないというような、届出上は保全で管理するよと言っているけれども耕作放棄地のような状態のところは、遊休農地も3年続いたら、保全管理も認められないようなところは、補助金も、4年後、5年後に復活しても出ませんよというような場所があるわけなんですね。

○事務局(西領) 詳細については担当課にもう一度確認はしますが、3年間作付がなく、いきなり作付しても交付金が出ない、耕作放棄地の場合も出ないという取決めがあると聞いておりますので、その点については、また地区別連絡協議会の際に明確にお答えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件について御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 32 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 33 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 14 件でございます。

報告第 34 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 35 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 5 件でございます。

報告第 36 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 37 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 14 件でございます。

なお、報告第 32 号、第 33 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 34 号、第 35 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和3年第6回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時54分閉会